

1967 年 2 月 21 日 制定
2018 年 4 月 1 日 改正
2018 年 6 月 29 日 改正
2019 年 6 月 27 日 改正
2020 年 5 月 21 日 改正
2020 年 6 月 24 日 改正
2020 年 10 月 22 日 改正
2021 年 1 月 7 日 改正
2021 年 6 月 25 日 改正

定 款



表 示 灯 株 式 会 社

表示灯株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、表示灯株式会社と称し、英文では **HYOJITO Co., Ltd.**と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告代理業
2. 看板、誘導標識等のサインの企画設計施工
3. 広告に関する印刷及び広告企画
4. 出版物の発行及び販売
5. 各種催事、パーティー、各種セレモニーの立案、企画、運営、管理の請負業
6. 展示装飾の企画、設計及び施工
7. サイン、広告資材、ピーアール映画の製作及び販売
8. 街路灯、橋架灯、防犯灯等の屋外照明設備の企画、設計及び施工
9. 商工業用写真撮影、現像、焼付、引伸
10. 店舗・住宅内装工事請負業
11. 室内空間の装飾における企画、立案及び実施
12. 台所用品、日用品雑貨、玩具、スポーツ用品、家庭用電気製品、室内装飾品及び家具の販売
13. 地域開発、都市開発及び環境整備の事業に関する調査、企画、設計及び監理
14. 建築工事請負業
15. 電気工事請負業
16. 鋼構造物設置工事請負業
17. 金属板金加工
18. 土木工事請負業、庭園の設計及び造園工事請負業
19. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
20. 建築物の設計及び工事監理
21. 電気通信事業
22. 調査及びコンサルティング事業
23. コンピュータハードウェア、デジタルモバイル及びその周辺機器の輸出入
24. コンピュータハードウェア、デジタルモバイル及びその周辺機器の製造及び販売
25. コンピュータハードウェア、デジタルモバイル及びその周辺機器のリ

ース及びレンタル

- 26. 照明器具の企画・開発・製造・販売
- 27. 情報通信システムの提供及びその機器・装置類の開発、製造、販売、レンタル、輸出入
- 28. Web サイト、印刷物、看板誘導サインの翻訳及び、外国語の翻訳に関する業務
- 29. Web・インターネットサービスに関する商品・サービスの企画開発販売運用コンサルティング
- 30. 各種情報の収集・販売、データベース・システムの構築等の事業
- 31. 看板、案内図、誘導標識等のデザイン企画と製作、販売及び施工
- 32. 商業デザインの企画、設計、製作、コンサルタント業務
- 33. ソフトウェアの開発、販売、保守
- 34. 医療用品及び衛生関連用品類等の企画・開発・製造・販売
- 35. 上記各項に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式の総数は、15,500,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、

次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 3 4 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 3 5 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 3 6 条 監査役会を招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 3 7 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 3 8 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第 3 9 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第 4 0 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 4 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任の方法)

第 4 2 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 4 3 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 4 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 4 5 条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 6 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 4 7 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 4 8 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの配当金には利息をつけない。

以上

本定款謄本は原本と相違ありません。

年 月 日

名古屋市中村区名駅四丁目2番11号

表示灯株式会社

代表取締役 上田 正 剛